

我孫子市太陽光発電設備の適正な設置を図るための手続に関する
条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、我孫子市太陽光発電設備の適正な設置を図るための手続に関する条例(平成29年条例第9号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定める。

(標識の設置)

第2条 条例第6条第1項の標識は、周知標識(様式第1号)とする。

2 前項の標識の設置期間は、電気事業者(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第1項に規定する電気事業者をいう。)に電力受給契約の申込みをする日(電力受給契約を締結せずに発電した電力を自家消費する事業者にあつては、設置事業に着手する日)の少なくとも30日前から設置事業が完了する日までとする。

3 条例第6条第2項の規定による報告は、第1項の標識を設置した日から7日以内に、我孫子市太陽光発電設備設置事業計画周知標識設置報告書(様式第2号)により行うものとする。

(事業計画の届出)

第3条 条例第7条第1項の規定による届出は、我孫子市太陽光発電設備設置事業計画届出書(様式第3号)に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

(1) 条例第6条第3項の規定による説明の結果を記載した説明結果報告書(様式第4号)(同項の規定による説明を求められたときに限る。)

(2) 工事工程表

(3) 設置区域位置図(縮尺2,500分の1以上)

(4) 設置区域の現況図(縮尺500分の1以上)

(5) 設置事業計画図(縮尺500分の1以上)

(6) 前各号に定めるもののほか市長が必要があると認める書類

2 条例第7条第1項第6号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 事業者の電話番号

(2) 発電設備の最大高さ

3 条例第7条第2項の規定による変更又は中止の届出は、我孫子市太陽光発電設備設置事業計画（変更・中止）届出書（様式第5号）に、第1項各号に掲げる書類のうち変更に係る書類を添付して行うものとする。

（自粛の要請及び検討結果の報告）

第4条 条例第8条第1項の規定による自粛の要請は、我孫子市太陽光発電設備設置事業自粛要請書（様式第6号）により行うものとする。

2 条例第8条第2項の規定による報告は、条例第7条第1項の規定による届出をする時までに、我孫子市自粛区域における太陽光発電設備設置事業検討結果報告書（様式第7号）により行うものとする。

（発電設備の管理者に係る情報）

第5条 条例第9条第4号の規則で定める情報は、電力受給契約を締結する事業者にあつては経済産業省の定めるところによるものとし、電力受給契約を締結しない事業者にあつては発電設備の管理者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに電話番号とする。

（指導又は助言）

第6条 条例第10条第1項の規定による指導又は助言は、我孫子市太陽光発電設備に関する指導・助言通知書（様式第8号）により行うものとする。

2 条例第10条第2項の規定による報告は、我孫子市太陽光発電設備に関する指導・助言対応報告書（様式第9号）により行うものとする。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年6月1日から施行する。

(標識の設置期間に関する特例)

2 次の各号に掲げる事業者に係る標識の設置期間は、第2条第2項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から平成29年6月30日までの間に電力受給契約の申込みをする事業者 当該電力受給契約の申込みをする日から当該設置事業が完了する日まで

(2) 施行日から平成29年6月30日までの間に設置事業に着手する事業者(前号に掲げる事業者を除く。) 当該設置事業に着手する時から当該設置事業が完了する日まで

(3) 施行日前に電力受給契約の申込みをした事業者で、平成29年7月1日以後に設置事業に着手するもの 当該設置事業に着手する日の少なくとも30日前から当該設置事業が完了する日まで

(標識設置の報告に関する特例)

3 前項第2号に掲げる事業者に係る条例第6条第2項の規定による報告は、第2条第3項の規定にかかわらず、同条第1項の標識の設置後、設置事業に着手する時までに行うものとする。